

■騒音特定施設及び騒音指定施設

騒音規制法	県条例	施設名
1	1	金属加工機械 (1) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。) (2) 製管機械 (3) ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。) (4) 液圧プレス(矯正プレスを除く。) (5) 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン(30重量トン)以上のものに限る。) (6) せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。) (7) 鍛造機 (8) ワイヤフォーミングマシン (9) プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。) (10) タンブラー (11) 切断機(といしを用いるものに限る。)
2	2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
3		土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
	3	土石用又は鉱物用の破碎機及び摩砕機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
	4	土石用、鉱物用、飼料・有機質肥料製造用又は農業製造用のふるい分機及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
4	5	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	6	建設用資材製造機械 (1) コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。) (2) アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)
6	7	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
7	8	木材加工機械 (1) ドラムバーカー (2) チッパー(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。) (3) 碎木機 (4) 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。) (5) 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。) (6) かなな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
8	9	抄紙機
9	10	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10	11	合成樹脂用射出成形機
11	12	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)
	13	ガソリンエンジン(定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
	14	ディーゼルエンジン(定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
	15	冷凍機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)

(参考) 1kW=1.360PS (1PS=0.7355kW) ⇒ 7.5kW≒10.2PS

■規制基準

	昼間 (7:00~19:00)	朝(6:00~7:00) 夕(19:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	用途地域
第1種区域	50dB以下	45dB以下	40dB以下	第1種低層住居専用地域
第2種区域	55dB以下	50dB以下	45dB以下	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域
第3種区域	60dB以下	55dB以下	50dB以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域※2 都市計画区域外※2
第4種区域	65dB以下	60dB以下	55dB以下	工業地域
第5種区域	75dB以下	70dB以下	65dB以下	工業専用地域※2

※1 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね50m以内の区域では、上表に掲げる数値から更に5dB減じた値とする。(第1種区域を除く。)

※2 県条例に基づく。